

第1章 総論

1 計画策定の趣旨

自転車は、若年層から老年層まで幅広い年齢層において、通勤・通学・買い物をはじめとした日常的な使用から、サイクルスポーツやサイクルツーリズムなどのレジャーでの使用など、様々な目的で活用されている身近な乗り物です。

これまで県では、自転車道の整備に関する法律（昭和 45 年法律 16 号）等に基づき、歩道や自転車歩行者道の整備を推進するとともに、交通安全施設等の整備に加え、交通ルールの周知や安全教育の推進により、自転車事故の防止に取り組んできました。

その結果、県内の自転車事故件数は減少傾向にあるなど、一定の成果を上げてきたところです。

このような中、国は、自転車の活用による「環境負荷の低減」や「国民の健康増進」などの課題に対応するため、自転車活用推進法（平成 28 年法律第 113 号。以下「法」といいます。）を平成 29（2017）年 5 月 1 日に施行し、都道府県及び市町村は、地域の実情に応じて自転車活用推進計画を定めるよう努めることとされました。

自転車の活用を推進するためには、自転車が安全で快適に通行できる空間の整備や交通の安全確保等、多くの課題に対して総合的な対策が必要となりますが、これらは一朝一夕に達成できるものではなく、長期的な視点に立ち、息の長い取組が必要です。

そのため、行政機関はもとより、県民や交通事業者などあらゆる関係者が協働して、自転車に関する施策を総合的に推進するために、本県の自転車を取り巻く現状や課題を踏まえ、「大分県自転車活用推進計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

国は、自転車の活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、自転車活用推進計画（平成 30 年 6 月閣議決定）において、目標及び実施すべき施策、講ずべき措置等を定めています。

大分県自転車活用推進計画は、国の自転車活用推進計画を勘案しつつ、法第 10 条¹に基づき、本県における自転車の活用について総合的かつ計画的に推進するために定めたもので、大分県長期総合計画を補完する計画です。

これまで、令和元年 12 月に策定した大分県自転車活用推進計画 2019 に基づいて、関係機関・団体と連携しながら取り組んできたところですが、昨今の社会情勢の変化、また今後の社会の動向を見据えつつ、持続可能な社会の実現に向けた自転車の活用の推進を一層図るため、国の第 2 次自転車活用推進計画等を踏まえた「大分県自転車活用推進計画 2022」を策定します。

なお、本計画では、「第二次生涯健康県おおいだ 21」、「日本一のおんせん県おおいだツーリズム戦略 2022-2024」、「おおいだの道構想 2015~改訂~」、「第 11 次大分県交通安全計画」等との整合を図り、今後の自転車施策の方針や今後の取組を整理しました。

¹ 法第 10 条：都道府県は自転車活用推進計画を勘案して当該都道府県の区域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画を定めるよう努めなければならない。



3 計画期間

本計画の計画期間は、国の第2次自転車活用推進計画の期間（5年間）を踏まえ、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間とし、計画の実施状況や社会情勢を踏まえ見直しを行います。

図表 1-1 県と国の計画スケジュール

年度	H29年度 (2017年度)	H30年度 (2018年度)	R元年度 (2019年度)	R2年度 (2020年度)	R3年度 (2021年度)	R4年度 (2022年度)	R5年度 (2023年度)	R6年度 (2024年度)	R7年度 (2025年度)	R8年度 (2026年度)
国計画	策 定		第1次計画			第2次計画				
県計画		策 定		大分県自転車活用 推進計画2019		大分県自転車活用推進計画2022				